

⑤ 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

労働基準法の改正により、年5日の年次有給休暇を確実に取得する必要があります。土日・祝日と年次有給休暇を合わせて連続休暇にするなど、積極的な年次有給休暇の取得を実施しましょう。

問 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

⑥ 放課後児童クラブ入所を受け付けます

各小学校の児童クラブは、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図ることを目的として、家庭で保育を受けられない児童をお預かりします。

希望される方は、申込書に必要事項を記載のうえ、保育できない証明書等(保護者数分)を添付してお申し込みください。

入所基準 共働き、疾病・障害等、家族の看護・介護、出産、その他特別の理由がある方

受付場所 子ども福祉課 各支所福祉課

申込方法 保育できない証明書等(保護者数分)を添付して窓口でお申し込みください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。(ホームページ⇒「放課後児童クラブ」で検索)
※FAXや郵送による申し込みはできません。

申込期間 11月1日(金)～29日(金)

※定員に達した場合は、申込期間終了後に申し込みをした方は入所できませんのでご注意ください。

窓口延長 本所子ども福祉課：11月6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)午後7時30分まで
※各支所では窓口延長を行いませんのでご注意ください。

申 子ども福祉課 各支所福祉課

問 子ども福祉課 (内線 165)

⑦ 歯周疾患検診を実施します

40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に、歯科医院で個別に受ける歯周疾患検診を実施しています。特に、定期的に歯科医院を受診していない方は、この機会に受診しましょう。

場所 市内の契約歯科医院(要予約)

対象 市内に住所を有する40歳・50歳・60歳・70歳の方

40歳：昭和54年4月1日から昭和55年3月31日までに生まれた方

50歳：昭和44年4月1日から昭和45年3月31日までに生まれた方

60歳：昭和34年4月1日から昭和35年3月31日までに生まれた方

70歳：昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた方

※受診する時点で通院(治療)中の方は、検診の対象になりません。

検診料金 900円(自己負担)

※検診結果に基づく治療を行う場合は、後日別途保険診療となるため、受診料がかかります。

受診方法 市内の契約歯科医院に予約をして、受診してください。

※契約歯科医院については、市ホームページをご覧ください。

40歳・50歳の方：保健センターから送付された受診券(はがき)を持参してください。

60歳・70歳の方：保健センターへ申し込み後、保健センターから送付される実施通知書(問診票)を持参してください。

検診期限 令和2年3月31日(火)

申・問 保健センター(笠間市南友部1966-1) TEL 0296-77-9145

飼い犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けましょう。

③ページ

2019-0919